

検査結果表
(第1第1項第2号に規定する昇降機)

当該検査に 関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果				昇降機番号	担当検査者番号																					
		指摘なし	要重点検査	要是正	既存不適格																							
1 機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)																												
(1)	機械室への通路及び出入口の戸		—																									
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等		—																									
(3)	救出装置		—																									
(4)	開閉器及び遮断器		—		—																							
(5)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:10%;">制御器</td> <td rowspan="2" style="width:15%;">接触器、継電器及び運転制御用基板</td> <td style="width:40%;">電動機主回路用接触器の主接点</td> <td style="width:25%;">適・否・確認不可</td> </tr> <tr> <td>主接点を目視により確認</td> <td>最終交換日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>交換基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>イ. 製造者が指定する交換基準 ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()</td> <td></td> </tr> </table>	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点	適・否・確認不可	主接点を目視により確認	最終交換日			フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	年 月 日			交換基準				イ. 製造者が指定する交換基準 ()				ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()					—	
制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板			電動機主回路用接触器の主接点	適・否・確認不可																							
		主接点を目視により確認	最終交換日																									
		フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	年 月 日																									
		交換基準																										
		イ. 製造者が指定する交換基準 ()																										
		ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()																										
(6)	ヒューズ		—																									
(7)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width:10%;">絶縁</td> <td style="width:40%;">電動機の回路 (300V以下・300V超)</td> <td style="width:10%;">MΩ</td> </tr> <tr> <td>制御器等の回路の300Vを超える回路</td> <td>MΩ</td> </tr> <tr> <td>制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路</td> <td>MΩ</td> </tr> <tr> <td>制御器等の回路の150V以下の回路</td> <td>MΩ</td> </tr> </table>	絶縁	電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ	制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ	制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ		—																
絶縁	電動機の回路 (300V以下・300V超)		MΩ																									
	制御器等の回路の300Vを超える回路		MΩ																									
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路		MΩ																									
	制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ																										
(8)	接地		—																									
(9)	空転防止装置		—																									
(10)	階床選択機		—																									
(11)	電動機及びポンプ		—																									
(12)	圧力計		—																									
(13)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:10%;">安全弁</td> <td style="width:30%;">常用圧力銘板値 () MPa</td> <td rowspan="2" style="width:10%;">常用圧力の</td> </tr> <tr> <td>作動圧力測定値 () MPa</td> <td> %</td> </tr> </table>	安全弁	常用圧力銘板値 () MPa	常用圧力の	作動圧力測定値 () MPa	%		—																				
安全弁	常用圧力銘板値 () MPa		常用圧力の																									
	作動圧力測定値 () MPa	%																										
(14)	逆止弁		—																									
(15)	流量制御弁		—																									
(16)	油タンク及び圧力配管		—																									
(17)	作動油温度抑制装置		—																									
(18)	ストップバルブ		—																									
(19)	高圧ゴムホース		—																									
(20)	駆動装置等の耐震対策		—																									
2 共通																												
(1)	圧力配管		—																									
(2)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:10%;">調速機</td> <td style="width:40%;">過速スイッチの作動速度 (定格速度の) %</td> <td style="width:10%;">m/min</td> </tr> <tr> <td>キャッチの作動速度 (定格速度の) %</td> <td>m/min</td> </tr> </table>	調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の) %	m/min	キャッチの作動速度 (定格速度の) %	m/min				—																		
調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の) %		m/min																									
	キャッチの作動速度 (定格速度の) %	m/min																										
受付番号						登録番号	—																					

番号	検査項目		検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)			%	
		素線切れ 最も摩耗した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の 素線切れ数			本	
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	1構成より1ピッ チ内の最大の素線 切れ数			本	
	鎖	主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()					
		摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び			%	
		鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					
(4)	主索又は鎖の張り			—		—	
(5)	主索又は鎖及び调速機ロープの取付部			—			
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置			—			
(7)	はかり装置			—			
(8)	プランジャー			—			
(9)	プランジャーストッパー			—		—	
(10)	シリンダー			—			
(11)	防火区画貫通部			—		—	
(12)	速度	定格速度 (上昇) (m/min) 定格速度 (下降) (m/min)	上昇 (m/min) 下降 (m/min)				
(13)	戸開走行保護装置			—			
(14)	地震時等管制運転装置			—			
(15)	降下防止装置			—		—	
(16)	換気設備等			—		—	
(17)	制御盤扉			—		—	
3	かご室						
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床			—			
(2)	かごの戸及び敷居			—			
(3)	かごの戸のスイッチ			—		—	
(4)	戸開き状態において作動する予圧装置			—		—	
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 (戸開き状態において作動する再床合わせ装置：有・無)			—		—	
(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置			—		—	
(7)	車止め、光電装置等			—		—	
(8)	かご操作盤及び表示器			—			
(9)	外部への連絡装置			—		—	
(10)	かご内の停止スイッチ			—		—	
(11)	用途、積載量及び最大定員の標識			—		—	
(12)	かごの照明装置			—			
(13)	停電灯装置			—			
(14)	かごの床先			—			
				登録番号	— —		

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不 適 格	
4	かご上					
(1)	かご上の停止スイッチ		—		—	
(2)	頂部安全距離確保スイッチ		—		—	
(3)	上部リミット（強制停止）スイッチ		—		—	
(4)	ブランジャーリミットスイッチ		—		—	
(5)	ブランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間				—	
(6)	頂部綱車		—		—	
(7)	ブランジャー頂部綱車及び鎖車		—		—	
(8)	ブランジャーのガイドシュー等		—		—	
(9)	調速機ロープ	径の状況 直径（ mm）未摩耗直径（ mm）			%	—
		素線切れ 該当する素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下				
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （あり・なし） 直径（ mm）未摩耗直径（ mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 （ ）			%	
(10)	かごの非常救出口		—		—	
(11)	かごのガイドシュー等		—		—	
(12)	ガイドレール及びレールブラケット		—		—	
(13)	施錠装置					
(14)	昇降路における壁又は囲い		—		—	
(15)	乗り場の戸及び敷居		—		—	
(16)	昇降路内の耐震対策		—		—	
(17)	移動ケーブル及び取付部		—		—	
(18)	かごの戸の開閉機構		—		—	
(19)	かごの枠		—		—	
5	乗り場					
(1)	押しボタン等及び表示器		—		—	
(2)	非常解錠装置				—	
(3)	乗り場の戸の遮煙構造		—		—	
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造		—		—	
(5)	屋上の昇降路の開口部の戸		—		—	
(6)	屋上の柵及び警報装置		—		—	
(7)	制御盤扉		—		—	
6	ピット					
(1)	保守用停止スイッチ		—		—	
(2)	底部安全距離確保スイッチ		—		—	
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ		—		—	
(4)	緩衝器及び緩衝材	形式 ばね式・油入式・緩衝材				—
		劣化の状況			適・否	
		作動の状況（油入式のものに限る）			適・否	
		油量の状況（油入式のものに限る）			適・否	
(5)	張り車		—		—	
					登録番号	— —

